東芝キヤリアスキークラブ規約

発行 2000 年 7 月 17 日 改訂 1:2015.7.21

第1章 総則

- 第1条 本会は東芝キヤリアスキークラブと呼称する.
- 第2条 本会はスキー技術の研鑽を通して健康増進に努め、東芝スキー競技会をはじめ各種 スキー大会に参加しつつ会員相互の親睦を図ることを目的とする.
- 第3条 本会は東芝キヤリア (株) に在籍、もしくは会員の紹介により参加を希望する者を 会員とする.

入部希望者は本規約の同意のもと入部届けを提出すること.

第2章 運営

第4条 規約に従い、運営に当たる、

第3章 役員

- 第5条 本会は次の役員に委ねる.
 - 1. 部長
 - 2. 主将
- 第6条 部長はクラブを統括し大会への参加を承認する. クラブ員の中から主将を任命する.
- 第7条 主将は会員を把握し、会の運営に当たる、具体的には年間活動計画を立案し、各行事の幹事を指名する。会運営の補助として必要に応じて、副将、会計係、連絡員を選任する。
- 第8条 主将の任期は任命された時点から翌年の三月までとする。ただし部長が次の主将を選任しなかった場合、自動的に1年延長されることとする。
- 第9条 副将は主将を補佐し、会計係は会計業務の一般処理を行う. 連絡員はクラブ員への行事案内や交通費、エントリー費、部費集金などの補佐を行う.

第4章 活動

第10条 本会はその目的を達成するために、次の活動を行う、

- 1. 社外スキー団体、東芝各事業場スキー部の活動情報の収集、本会活動実績の発信
- 2. スキー実技講習会、スキー理論講習会、各種スキー競技会への参加および派遣
- 3. 指導者養成会、技術検定会
- 4. トレーニング、研究会
- 5. 会員相互の慶弔・障害・見舞いに関する事業
- 6. その他. 本会の目的達成に必要な事業.

第11条 活動規制

本会の活動にあたっては会社の体育クラブ管理規定および指示を遵守するものとする。

第12条 慶弔・障害・見舞いに関する細則

項目	会員	配偶者	子供	父母及び同居の養父母	備考
				同居の兄弟	
結婚		_	1	1	祝電を送る.
死亡		_	_	-	弔電を送る.
退会者の	3,000,記念品,花束の中から選ぶ				餞別の選択は本人の希望をとる.
餞別					1年間以上、在籍した会員に支払う.

ただし、非会員の祝電・弔電に関しては会長、幹事が決定する.

第5章 会計

- 第13条 本会の経費は会員より徴収する会費を充当する.
- 第14条 会費は年間3,000円とし、賞与支給日から5日以内に徴収する.
- 第15条 本会の会費に不足が生じた際は、臨時に徴収する.
- 第16条 長期欠席者で期間が30日以上の場合は、その期間の会費は免除する.
- 第17条 一旦,納めた会費,大会エントリー費は,私用および業務命令・出張の場合で行事に参加できない場合でも返金されない。
- 第18条 会計は年度毎3月に収支決算の会計報告をする.

第6章 附則

- 第19条 会主催の歓迎会・送別会・忘年会において発生する費用の一部に会費を充当すること がある. 残金が発生した場合はクラブ運営費に充当する.
- 第20条 その他のケースに関しては主将と会計係で方針を決定し、会員の60%以上の賛成をもって実施する.

以上

日付	変更箇所・変更内容
'00. 7. 17	初版発行
'15. 7. 21	第 11 条 活動内容を追加